

特 記 仕 様 書

事業年度	令和8年度
工事名	県単海岸整備工事（浦安海岸外補修工）
路線河海名	浦安・浦安地区海岸 外
工事箇所	浦安市 港 外

千葉県 葛南土木事務所

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工期

- 1 工期は、雨天・休日等を見込み、令和9年3月25日までとする。なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでい

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率=（休日+天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日 （土日、祝日、年末年始休暇）	28日間（想定）

- 2 受注者は、特記仕様書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	空洞補修工、歩道舗装工、 切削オーバーレイ（1層）
夜間作業	切削オーバーレイ（2層）

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導警備員を配置するものとする。

工種	編成人員	備考
空洞補修工	B：2人	仮設材搬出入時
歩道舗装工	B：2人	施工時
切削オーバーレイ（2層）	B：3人	施工時
切削オーバーレイ（1層）	B：2人	施工時

3. 工事の施工に際し、地中埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。

4. 保安施設については、堅固な構造として所定の位置に整然と設置し、夜間、遠方からでも確認し得るよう反射装置や照明を施すものとする。

第5条 建設副産物

1. 共通事項

1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用

計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 不足土砂

埋戻し材の一部は、浦安市港地先のストックヤードから片道運搬距離

2. 4 km、空洞補修工箇所(1工区)へ運搬するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

3. 発生土砂

本工事にて発生する土砂は、歩道舗装工箇所(3工区)から片道運搬距離

6. 6 km、浦安市港地先へ運搬するものとする。

なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

4. 建設廃棄物

本工事により発生する

1) アスファルト塊は、空洞補修工箇所(1工区)から片道運搬距離6.

9 km、切削オーバーレイ(1層)箇所(4工区)から片道運搬距離2.

1 km、及び切削オーバーレイ(2層)(2工区)箇所から片道運搬距

- 離 2. 8 km の市川市千鳥町 1 4 - 1、(株) サンドテクノに運搬し、処理するものとする。
- 2) 路盤材は、空洞補修工箇所 (1 工区) から片道運搬距離 6. 9 km の市川市千鳥町 1 4 - 1、(株) サンドテクノに運搬し、処理するものとする。
- 3) 舗装版切断排水は、空洞補修工箇所 (1 工区) から片道運搬距離 2 5. 8 km の八千代市吉橋字内野 1075-9、千葉丸辰道路 (株) に運搬し、処理するものとする。
- 4) 防草シートは、歩道舗装工箇所 (3 工区) から片道運搬距離 8. 1 km の船橋市浜町 2 - 5 - 1、葛南土木事務所資材置き場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 6 条 立会の実施

- 1 共通仕様書 第 3 編 1 - 1 - 3 監督職員による確認及び立会等第 1 項の立会の実施にあたっては、書類作成マニュアルに定める確認・立会簿により実施するものとする。
- 2 受注者は確認・立会の希望日と内容等の確認立会事項について確認・立会簿に記載し、あらかじめ監督職員へ提出するものとする。
- 3 監督職員は提出された確認立会事項に対しての確認立会方法を受注者に通知するものとし、確認立会の実施後は速やかにその結果を確認立会書として回答するものとする。

第 7 条 準備工

- 1 受注者は本工事に先立って現況調査を実施し、測量成果について工事打合せ簿にて監督職員に報告するものとする。
- 2 工事の施工に支障となるものが発見された際は、監督職員に報告し協議することとする。

第 8 条 仮設工

- 1 受注者においても仮設工に対する施工技術検討を十分に行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。
- 2 仮設工については、現地調査を行い、計画すること。

第9条 使用材料

- 1 工事着手前に使用材料表を提出し監督職員の確認を受けること。

第10条 材料の見本または試料及び検査

- 1 工事材料において、監督員が試料提出時に指示した材料は、見本を提出、検査を行うものとする。
- 2 品質証明の方法については、共通仕様書・施工管理基準に準拠して行い、監督員の承認を得ること。
なお、上記以外の材料においても、監督職員が指示する場合は、確認を受けなければならない。

第11条 路盤用碎石

- 1 路盤用の碎石は再生材を原則とし、再生クラッシャーラン（R-40）とする。

第12条 加熱アスファルト混合物

- 1 加熱アスファルト混合物は、再生合材を原則とし、下記の仕様によるものとする。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

混合物の種類	最大粒径(mm)	適用
改質Ⅱ型再生密粒度アスファルト(20) 溶融スラグ入り	20	車道表層（切削2層）
改質Ⅱ型再生粗粒度アスファルト(20) 溶融スラグ入り	20	車道基層（切削2層）
開粒度アスコン(13)	13	歩道部
改質As密粒Ⅱ型(20)	20	車道表層（切削1層）

- 2 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。
- 3 受注者は、粒状材料の分離を起こさないよう施工し、また締固めにより不陸を生じないようにしなければならない。
- 4 受注者は、路盤の仕上り厚が2層以上になる場合には、各層の

仕上げ厚がほぼ均等になるよう施工しなければならない。

5. 受注者は、タンパ・振動ローラ等による締固めの粒状路盤は路盤材の一層の仕上り厚さを 10 cm以下となるようまき出さなければならない。
6. 受注者は、仕上げ作業直後に、アスファルト乳剤等を散布して養生を行わなければならない。
7. 受注者は、混合物の敷ならしにあたっては、その下層表面が湿っていないときに施工しなければならない。受注者は、やむを得ず 5℃以下の気温で舗設する場合には、次の方法を組合わせる等して、所定の締固め度が得られることを確認し施工しなければならない。
 - 1) 使用予定のアスファルトの針入度は規格内で大きくする。
 - 2) プラントの混合温度は、現場の状況を考慮してプラントにおける混合の温度を決める。ただし、その温度は 185℃を超えてはならない。
 - 3) 混合物の運搬トラックに保温設備を設ける。
 - 4) フィニッシャのスクリードを混合物の温度程度に加熱する。
 - 5) 作業を中断した後、再び混合物の敷ならしを行う場合は、すでに舗装してある舗装の端部を適当な方法で加熱する。
 - 6) 混合物の転圧延長が 10m以上にならないようにする。
8. 5℃以下で施工する場合は、本条第7項の規定によらなければならない。
9. タックコートの使用量は 0.4ℓ/㎡とする

第13条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第14条 情報共有システムの活用について

受注者が本業務委託において、情報共有システムの活用を希望する場合には、受発注者間の協議により、実施の有無を決定することとする。

実施にあたっては「千葉県県土整備部情報共有システム実施要領」に基づくものとする。

第15条 契約の前払い金

工事は建設工事請負契約書第41条3項に規定により、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金を含めて支払うことができる工事である。

第16条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する (対象工種:舗装工(修繕工)、土工1,000m ³ 未満) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない